

秩父別町簡易水道事業経営戦略

(計画期間：2019年度～2028年度)

平成31年2月

秩父別町建設課

目次

第1章	策定の趣旨	1
1.1	「経営戦略」策定にあたって	1
1.2	水道事業を巡る最近の動向	1
1.3	計画期間	2
第2章	秩父別町の水道事業	3
2.1	秩父別町簡易水道の沿革	3
2.2	北空知広域水道企業団と秩父別町	4
2.3	事業の現況	5
2.4	北空知広域水道企業団構成団体の現状	9
第3章	水道事業の現状と課題	11
3.1	行政区域内人口と給水人口	11
3.2	有収水量（料金収入）	12
3.3	水道施設の老朽化	13
3.4	組織	15
3.5	これまでの取り組み	15
3.6	資産活用	15
3.7	経営比較分析	16
第4章	水道事業の目標	24
4.1	「新水道ビジョン」のあらまし	24
4.2	秩父別町簡易水道事業計画	27
4.3	設定目標と実現方策（今後10年間の事業計画）	28
第5章	財政収支の見通し	30
5.1	投資・財政計画（収支計画）	30
5.2	投資・財政計画（収支計画）の策定について	30
5.3	投資・財政計画（収支計画）の今後の検討予定の取り組み	31
第6章	経営戦略の事後検証	35

第1章 策定の趣旨

1.1 「経営戦略」策定にあたって

総務省は、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付総務省自治財務局通知）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体に要請したところである。総務省の指針として、「経営戦略策定ガイドライン」および「経営戦略策定様式」が示されており、「水道ビジョン」「アセットマネジメント」の先行策定として、容易となることとされている。

秩父別町は平成29年度にアセットマネジメントを策定済みであるが、「水道ビジョン」は未策定である。そこで、今回業務においては、「水道ビジョン」に代わるものとして比較的簡易な「事業計画」を協議・策定し、「経営戦略」に反映させることとする。

1.2 水道事業を巡る最近の動向

平成29年度「秩父別町簡易水道事業アセットマネジメント策定業務」においても報告のとおり、近年の水道事業を取り巻く環境要因の変化を外部及び内部環境に大別して整理すると表1-1のとおりとなる。ただし、秩父別町の水源については、現在、北空知広域水道企業団より用水供給を受けており、配水池以降給水栓まで安全な飲料水を供給しなければなりません。

しかし、その他の課題は共通であり、特に外部環境における社会環境要因の変化が懸念されており、内部環境についても施設（ハード）の老朽化とその対策が急がれていることから、平成29年度のアセットマネジメントにおける最も重要な検討課題と位置づけ、

- ① 今後の人口・水道使用量の減少に応じた更新優先地区と投資の絞り込み
- ② 料金収入の減少と更新需要とのバランスを考慮した更新投資の平準化
- ③ 投資・財政シミュレーションによる水道料金見直しの見直し

等を実施したところである。

従って、平成29年度業務においては、自然環境のうちの災害対策については、更新時耐震化を原則として更新優先地区の重要給水施設管路を重視したアセットマネジメントとしたところである。「秩父別町地域防災計画」においても、石狩川・雨竜川の浸水・氾濫対策が中心であり、地震対策については国・北海道が想定地震動の見直し中ということもあり、水道事業の災害対策全体としては今後の課題となっている。

表 1-1 水道事業の課題

分類		要因	課題	
外部環境	社会環境	人口減少、少子高齢化	使用水量と料金収入の減少	アセット
		節水意識、環境保全	効率低下、省エネ・省資源	アセット ×
	自然環境	水源の汚染、利水安定性	汚染リスク対応、水源保全	今後の課題
		災害対策	耐震化や応急給水への対応	今後の課題
内部環境	施設	施設の老朽化、施設能力低下	施設更新、耐震化	アセット
	体制	資金確保、職員減少	財政基盤強化、官民連携	今後の課題

しかしながら、今回の「経営戦略」策定にあたっては、内部環境のうち体制（ソフト）の整備が重要として、近年、財政基盤強化のための広域化、官民連携導入の可能性を検討することが総務省より求められるようになってきている。広域化、官民連携の条件や手順の確認から実施することとする。

1.3 計画期間

経営戦略の計画期間は、2019年（平成31年）から2028年（平成40年）までの10年間とします。

第2章 秩父別町の水道事業

2.1 秩父別町簡易水道の沿革

表 2-1 秩父別町簡易水道の沿革

名称、目的	認可		計画			水源の種別		浄水方法
	年月日	番号	給水人口	一人一日最大給水量	一日最大給水量	種別	住所	
簡易水道創設	S36. 5. 23	36環第1758号指令	3,300人	153ℓ/人/日	506m ³ /日	浅井戸	1030番地	塩素滅菌
取水地点の増設 第1次拡張	S39. 5. 20	39環第2057号指令	3,300人	178ℓ/人/日	586m ³ /日	浅井戸	1030番地	塩素滅菌
地下水の変更 浄水方法の変更	S45. 10. 23	環境第1677号指令	3,325人	178ℓ/人/日	586m ³ /日	深井戸	1030番地	除鉄除マンガン装置
第2次拡張 北空知広域水道より受水	S57. 6. 23	衛施第117号指令	4,200人	317ℓ/人/日	1,333m ³ /日	受水	受水地点 1851番地1	—

秩父別町簡易水道事業は、昭和 36 年に計画給水人口 3,300 人、計画 1 日最大給水量 506 m³/日で、簡易水道として創設された。

昭和 31 年に赤痢などの消化器系統伝染病の発生もあり水道施設は国庫補助により整備された。

昭和 39 年には原野地区、中山地区への第 1 次拡張が施工された。この原野地区には、深川市大鳳、妹背牛町千秋地区の開拓地が含まれている。

昭和 45 年には雨竜川の水位低下から取水井戸の水位も低下し、反面給水戸数は年々増加したことから、深井戸を新設するとともに、除鉄・除マンガンろ過装置その他を新設して、供給水量の増加を図ったが、水質の悪化と取水量低下に運営は年々困難さを増していった。

その後私設水道組合から、簡易水道への加入希望があり、水量確保の限界から、恒久的な水源確保を図るため、近隣市町との協議を経て北空知広域水道企業団による上水道の創設へと発展していった。

昭和 57 年には給水区域の第 2 次拡張を行い、昭和 60 年 4 月 1 日から正式に広域水道用水の供給が開始され現在に至っている。

2.2 北空知広域水道企業団と秩父別町



図 2-1 秩父別町の位置

秩父別町簡易水道事業は、北空知広域水道企業団より 100%受水し水道水を供給している。

北空知広域水道企業団は、深川市、沼田町、秩父別町、妹背牛町及び北竜町の構成団体 1 市 4 町で運営されている。

平成 28 年度北空知広域水道企業団の概要は表 2-2 のとおりである。

表 2-2 北空知広域水道企業団の概要

市町村	計画			
	認可年月日	給水人口	一人一日最大給水量	一日最大給水量
深川市	H29. 3. 31	29, 132 人	460 ℓ/日/人	13, 399 m ³ /日
沼田町	S57. 6. 4	11, 000 人	350 ℓ/日/人	3, 850 m ³ /日
秩父別町	S57. 6. 23	4, 200 人	317 ℓ/日/人	1, 333 m ³ /日
妹背牛町	H12. 2. 28	4, 500 人	485 ℓ/日/人	2, 184 m ³ /日
北竜町	H11. 5. 12	2, 600 人	500 ℓ/日/人	1, 300 m ³ /日

2.3 事業の現況

(1) 給水

表 2-3 給水の状況

供用開始年月日	昭和37年1月2日	計画給水人口	3,300人
直近認可年月日	昭和57年6月23日	計画給水人口	4,200人

平成30年4月1日現在

法適・非適の区分	法適用 平成3年3月29日	現在給水人口	2,378人
		有収水量密度※	0.059千m ³ /ha

※有収水量密度=有収水量202.32千m³÷給水区域面積3,500ha

(2) 施設の概要

表 2-4 施設の概要

施設名	概要
水源	北空知広域水道企業団より受水
配水池	1箇所 530m ³
浄水場	急速ろ過滅菌処理水を受水
ポンプ室	3箇所
流量計室	6箇所
減圧弁室	1箇所
管路	配水管 98.46km

本町水道事業施設の創設期は昭和36年であるが、主要施設は第2次拡張（北空知広域水道企業団より受水）後に整備された施設となっている。主要施設の施工年度は表2-5に示すとおりである。

表 2-5 主要施設の竣工年度

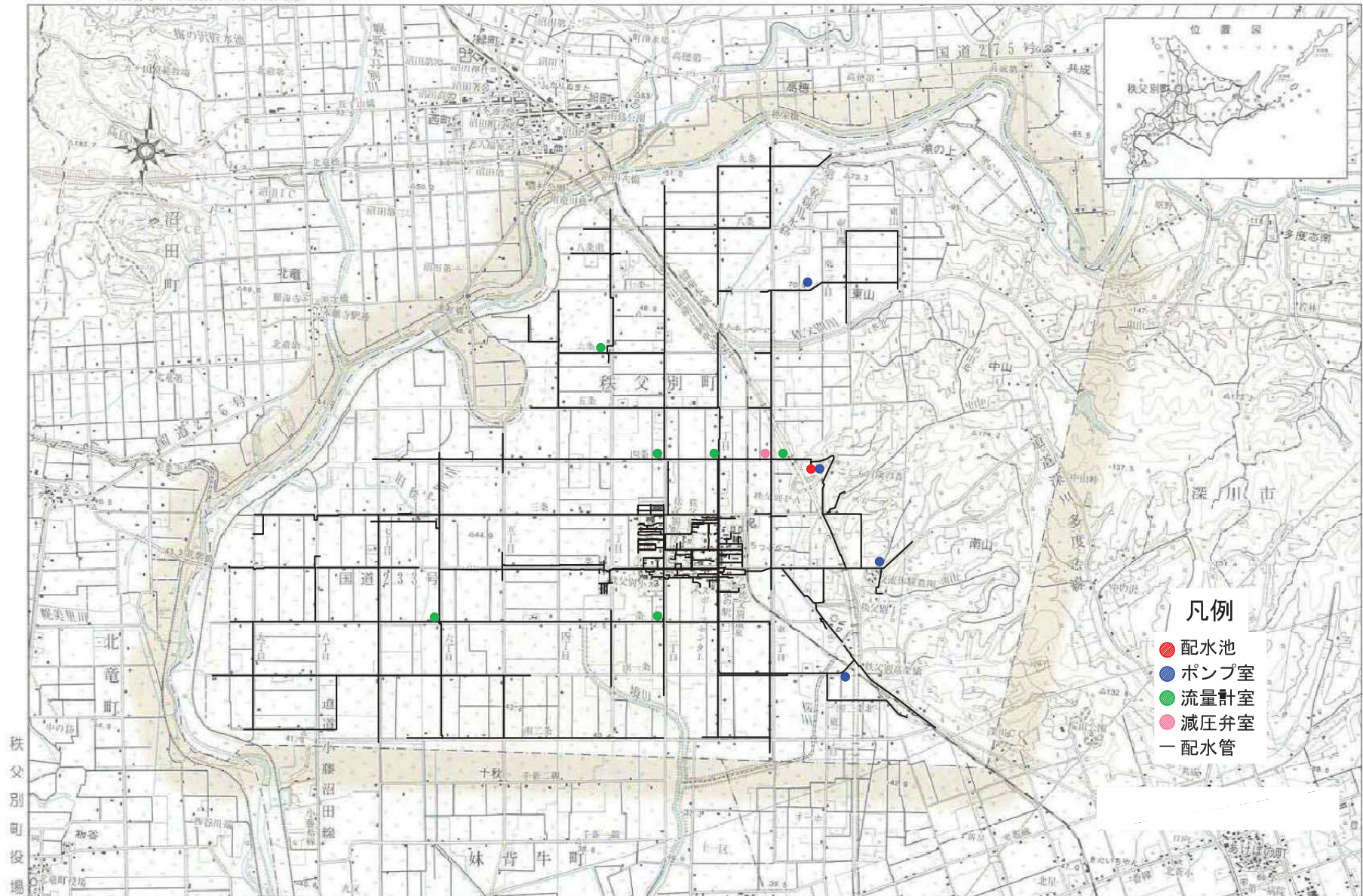
施設名	工種	竣工年	経過年数
配水池	土木	H2	27
	電気計装	H13	16
No1 流量計室	土木	H2	27
	電気計装	H13	16
No2 流量計室	土木	H2	27
	電気計装	H13	16
東山流量計室	土木	H2	27
	電気計装	H13	16
東山増圧ポンプ場	土木	H2	27
	電気計装	H13	16
中山ポンプ場	構造物、電気計装	H24	5
日の出増圧ポンプ場	構造物、電気計装	H28	1
減圧弁	機械	H2	27
	電気計装	H13	16

経過年数は平成30年度

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を使用した。(通図番号 平21並使、額185-2426号)」

秩父別町簡易水道 平面図

1 : 50,000 (1km=2cm)
1000 0 1000 2000m



秩父別町役場

平成21年12月印刷

北海道地図株式会社札幌支店 電話 (011) 818-1400

(4) 主要施設

配水池



No.1 流量計



東山流量計

NO.2 流量計室



東山増圧ポンプ場



中山ポンプ場



日の出増圧ポンプ場



減圧弁



(5) 水道料金

① 現行の料金体系

現行の水道料金は、平成26年4月1日に、一般用と臨時用の用途に区分し料金を設定し、表2-6のとおりである。

表 2-6 料金体系

区 分	基本水料金(1か月につき)		超過料金
	基本水量	基本料金	(1m ³ につき)
一般用	4m ³	1,058円	-
	6m ³	1,587円	-
	10m ³	2,635円	286円
臨時用	10m ³	10,800円	1,080円
料金改定年月日		平成26年4月1日(税込み)	

② 水道料金の変遷

水道料金の変遷は、創設以来14度の料金改定を行っている。その内一般用は、消費税率変更に伴う料金改定を含み、13度の料金改定を実施しており変遷は表2-7のとおりとなっている。

表 2-7 水道料金の変遷（一般用）

	改定日	基本料金	超過料金	円/10m ³	UP率	備考
1	昭和36年4月	11m ³ まで 380円	1m ³ につき 40円	380円		創設
2	昭和39年4月	11m ³ まで 420円	1m ³ につき 45円	420円	10.5%	
3	昭和45年5月	10m ³ まで 500円	1m ³ につき 50円	500円	19.0%	
4	昭和46年4月1日	10m ³ まで 600円	1m ³ につき 70円	600円	20.0%	
5	昭和53年5月1日	10m ³ まで 900円	1m ³ につき 100円	900円	50.0%	
6	昭和56年5月1日	10m ³ まで 1,200円	1m ³ につき 120円	1,200円	33.3%	
7	昭和60年4月1日	10m ³ まで 2,800円	1m ³ につき 250円	2,800円	133.3%	受水後
8	昭和64年1月1日	6m ³ まで 1,700円				
		10m ³ まで 2,800円	1m ³ につき 250円	2,800円	0.0%	
9	平成元年4月1日	6m ³ まで 1,750円				消費税率
	(税込金額)	10m ³ まで 2,880円	1m ³ につき 260円	2,880円	2.9%	3%
10	平成3年4月1日	6m ³ まで 1,440円				法適化
	(税込金額)	10m ³ まで 2,400円	1m ³ につき 250円	2,400円	-16.7%	
11	平成13年7月1日	6m ³ まで 1,543円				消費税率
	(税込金額)	10m ³ まで 2,562円	1m ³ につき 278円	2,562円	1.7%	5%
12	平成26年4月1日	4m ³ まで 1,058円				消費税率
	(税込金額)	6m ³ まで 1,587円				8%
		10m ³ まで 2,635円	1m ³ につき 286円	2,635円	8.0%	

2.4 北空知広域水道企業団構成団体の現状

(1) 各構成団体の水需要

各構成団体の水道事業の水需要の動向は、表 2-8 に示すとおりである。給水人口、一日最大給水量は各団体とも計画値より大きく減少し、この状況は秩父別町のみならず共通する課題となっている。

表 2-8 各構成団体の水需要動向

事業 主体名	認可 年月日	水需要動向（2016年平成28年）					
		給水人口（人）			一日最大給水量（m ³ /日）		
		計画	現在	比率	計画	現在	比率
深川市	H29. 3. 31	29,132	20,369	69.92	13,399	6,675	49.82
沼田町	S57. 6. 4	11,000	3,128	28.44	3,850	1,300	33.77
妹背牛町	H12. 2. 28	4,500	2,532	56.27	2,184	818	37.45
北竜町	H11. 5. 12	2,600	1,865	71.73	1,300	934	71.85
秩父別町	S57. 6. 23	4,200	2,398	57.10	1,333	883	66.24
計		51,432	30,292	58.90	22,066	10,610	48.08

(2) 各構成団体の施設管理

各構成団体の施設管理の状況は、表 2-9 に示すとおりである。施設管理における点検は定期、不定期に委託をしており、補修は事後補修が多くなっている。

管路及び施設の更新はアセットマネジメントを実施している構成団体は、実施予定としており、アセットマネジメントの未実施の構成団体は、未定である。

アセットマネジメント策定により、施設の更新計画を樹立しているものと考えられる。

また各構成団体は水源、浄水場を有していないため、施設管理は管路が大半を示すことになる。各構成団体の水道事業経営戦略では、管路はどの構成団体においても同様な更新計画となっている。

表 2-9 各構成団体の施設管理状況

事業 主体名	施設管理					
	点検		補修		施設更新	
	管路	施設	管路	施設	管路	施設
深川市	不定期・委託	定期・委託	事後補修	事後補修	未定	未定
沼田町	計画的・委託	不定期・委託	事前補修・事後補修両方		アセットマネジメント策定(H31)後検討	
妹背牛町	不定期・直営	1回/月・委託	事後補修	事後補修	実施予定	実施予定
北竜町	不定期・委託	不定期	事後補修	事後補修	実施予定	実施予定
秩父別町	不定期・委託	不定期・委託	事後補修	事後補修	実施予定	実施予定

(3) 各構成団体の災害発生と漏水事故

各構成団体の防災計画等は、表 2-10 のとおりであるが、ここ 10 か年の間に災害は発生しておらず、災害の少ない地域と考えられる。

参考に、これまでの被災状況は「水道施設災害復旧費国庫補助事業(昭和 42 年度以降)」より沼田町上水道 昭和 50 年、昭和 63 年度の 2 件、平成 9 年度 北空知広域水道企業団の 1 件となっており、沼田町で被災し、他の構成団体ではほとんど災害が発生していない。

管路の老朽化等による漏水事故は、構成団体全体としては事故率 0.31 件/km/10 年、秩父別町は 0.26 件/km/10 年と近い数値を示し、どの構成団体においても老朽管の更新計画は喫緊の課題と考えられる。

表 2-10 各構成団体のリスク管理

事業 主体名	リスク管理					
	防災計画	災害発生状況 (件/10年)	漏水事故 (件/10年)			
	全般	全般	老朽化等	事故率 件/km/10年	人為的	管路総延長 H28 (m)
深川市	防災計画あり 地震・豪雨	0	138	0.38	20	364,316
沼田町	地域防災計画有、台 風及び融雪災害	0	25	0.15	2	162,134
妹背牛町	危機管理マニュアル	0	10	0.08	0	119,007
北竜町	あり、一般災害	0	42	0.95	2	44,114
秩父別町	地域防災計画あり、 集中豪雨	0	22	0.26	4	86,176
計		0	237	0.31	28	775,747

第3章 水道事業の現状と課題

3.1 行政区域内人口と給水人口

秩父別町の行政区域内人口は、戦後、急増し、1955年（昭和30年）には7,048人に達し、その後、高度経済成長期に伴う都市部への人口流出等により急減。1975年（昭和50年）以降は、減少率はやや鈍化したが、現在まで人口減少が続き、2018年（平成30年）に2,423人となった。

「秩父別町人口ビジョン」では、今後人口を維持させるため、若い世代の雇用抽出や就業環境の充実、新社会人や子育て世代を中心とした生産年齢人口の流入、定住を図るための戦略などの対策として『秩父別町人口ビジョン・目指すべき将来の方向』として「ちっぷべつにしごとをつくり、安心して働けるようにする。」「ちっぷべつに転入者、交流人口を増やし、転出者を減らす。」「婚姻数、出生数を増やし、安心して子育てできるようにする。」「地域と地域をつなぎ、安心な暮らしを守る。」を展開することにより人口減少の抑制を図り2060年（平成72年）における総人口1,466人を確保することを目標としている。

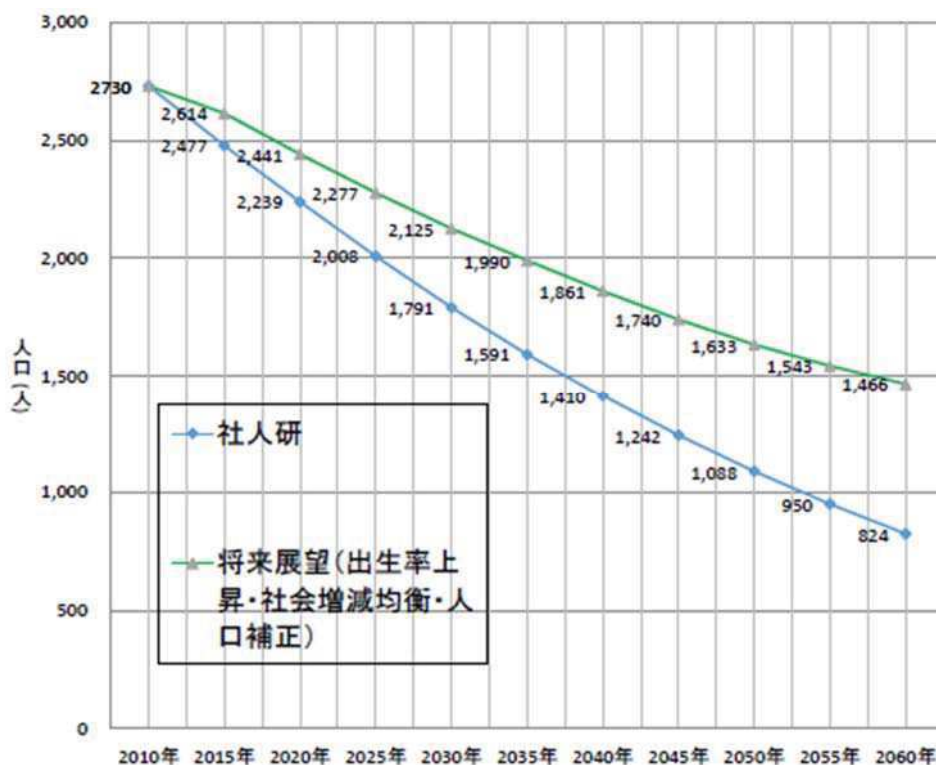


図 3-1 秩父別町の人口動向（「秩父別町人口ビジョン」より抜粋）

秩父別町人口ビジョンを基に、行政区域内人口及び給水人口の実績、見通しは図 3-2 に示すとおりである。

将来において行政区域内人口の減少とともに、給水人口も減少することとなる。給水人口は 2028 年（平成 40 年）には 2,146 人の見通しである。

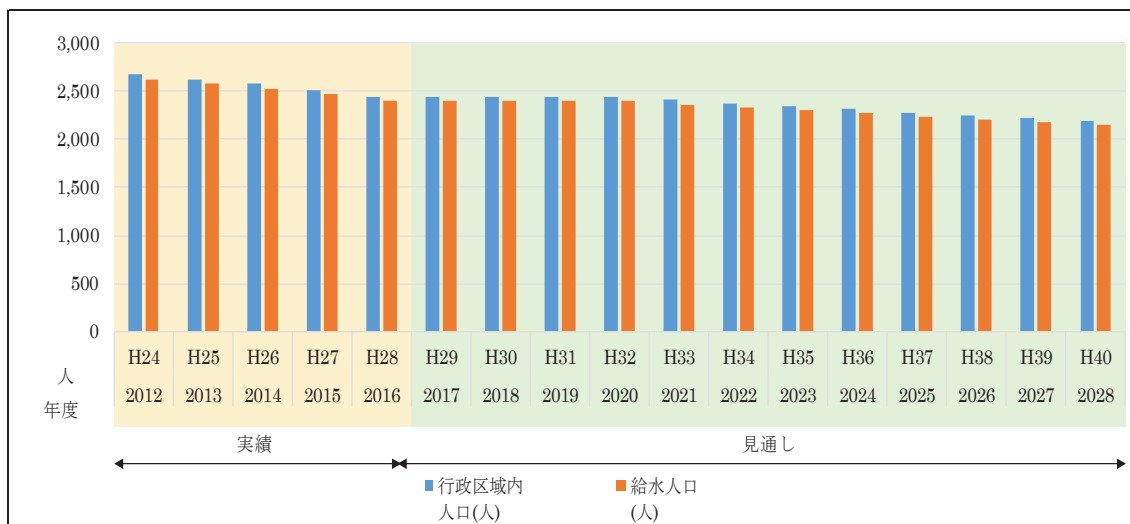


図 3-2 行政区域内人口及び給水人口

3.2 有収水量（料金収入）

有収水量は、給水人口減少と共に減少傾向が見込まれ、同時に料金収入が減少することになる。

無効水量は、漏水量を示すが、漏水調査や老朽管の修繕により無効水量を減少させ給水量の減少へと繋がり、施設のダウンサイジングによる、経費縮減を図ることが必要である。

給水量は、2028 年（平成 40 年）には、582 m³/日の見通しである。

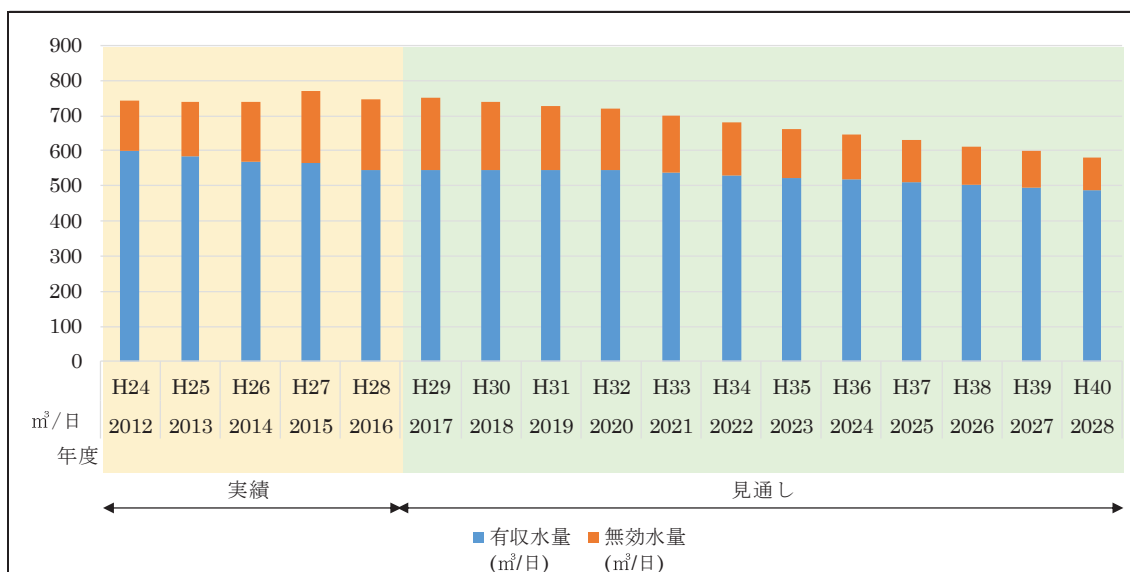


図 3-3 有収水量

3.3 水道施設の老朽化

(1) 構築物及び設備

構築物及び設備の健全度は、表 3-1 の区分で示す健全度は、図 3-4 に示すとおりであり、現時点で半数が老朽資産となっている。

表 3-1 構築物及び設備の健全度の区分

名 称	区 分
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内の資産額
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍の資産額
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産額

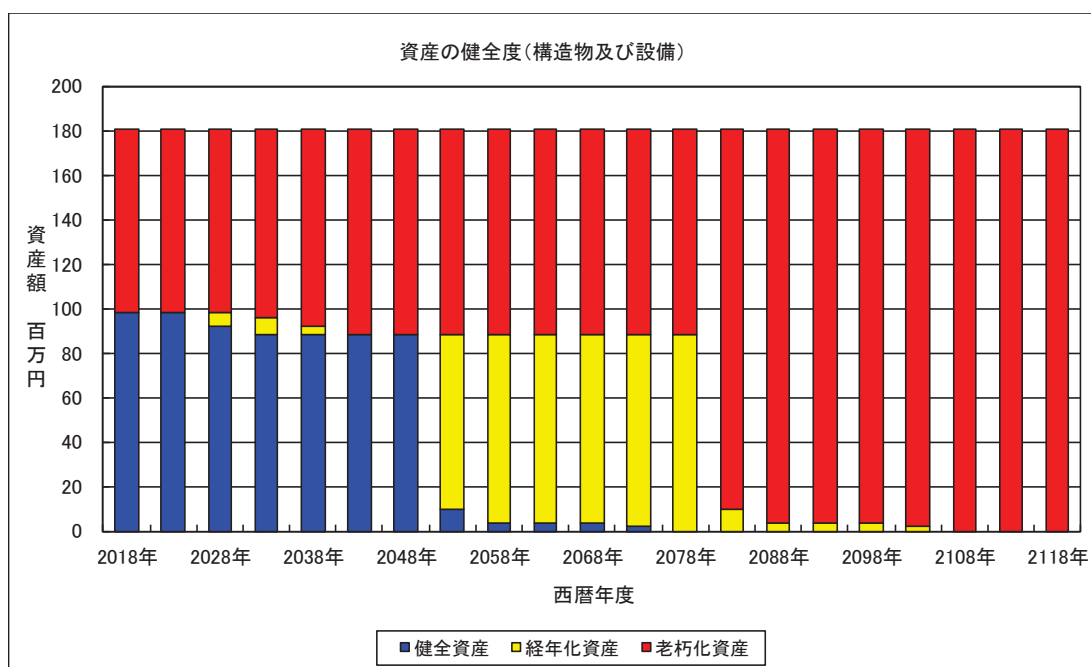


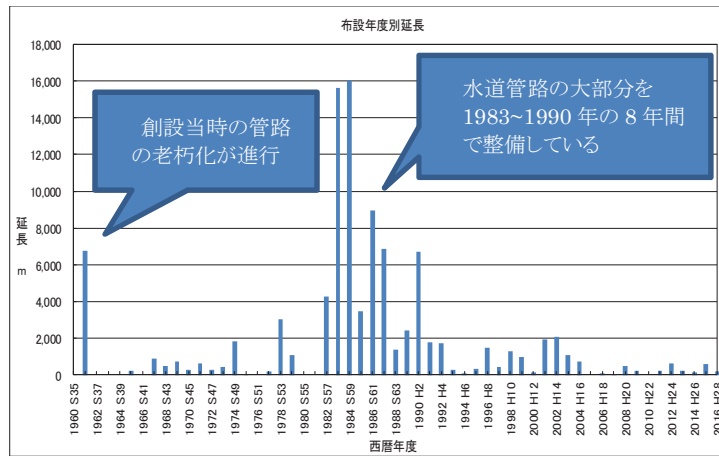
図 3-4 構築物及び設備の健全度

(2) 管路施設の老朽化

管路の健全度は、表 3-2 の区分で示す健全度は、図 3-5 に示すとおりであり、現時点で 15%が経年化資産となっており、30 年後には老朽化資産が 70%を超える状況である。

表 3-2 管路の健全度の区分

名 称	区 分
健全資産	経過年数が法定耐用年数以内の管路延長
経年化資産	経過年数が法定耐用年数の1.0~1.5倍の管路延長
老朽化資産	経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた管路延長



更新時期を一気に迎える

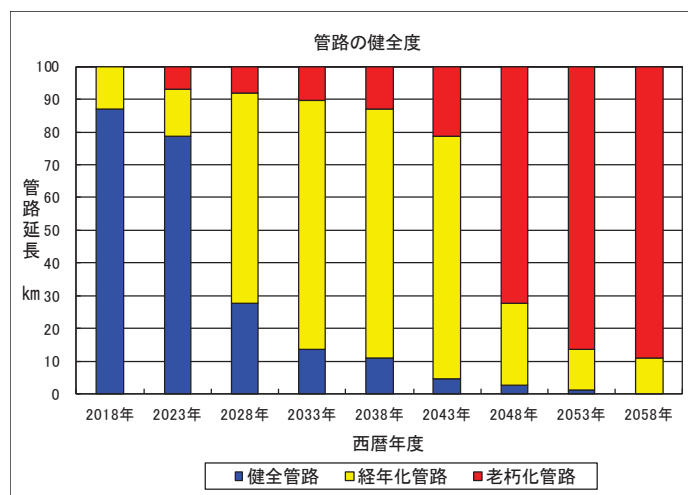


図 3-5 管路の健全度

3.4 組織

2018（平成 30）年度現在、簡易水道事業は、建設課 8 名のうち、建設課長、主幹等を含む 4 名が、他の業務と兼務しながら業務に従事しています。職員給与の予算措置としては、簡易水道事業会計でそのうち 1 名分を計上している状況です。

3.5 これまでの取り組み

3.5.1 施設統合・広域化

開拓当初より農業を中心に地下水による水利用により発展してきましたが、生活用水は井戸水利用が中心でした。

昭和 53（1978）年北空知広域水道企業団が深川市・沼田町・秩父別町・北竜町の 1 市 3 町によって設立されました。その後、昭和 56（1981）年に妹背牛町が加わり 1 市 4 町によって運営されており、今日に至っています。

3.5.2 組織編制および人員削減

本町は、平成 13 年度に補助金検討委員会と行財政改革推進会議を設置し、改革に取り組んできた経緯があります。平成 17 年には 6 課を 4 課に集約する機構改革を行い、平成 21 年からグループ制を導入し、年々人員削減を実施した結果、現在は建設課長、主幹等を含む兼務職員 4 名体制となっています。

3.5.3 民間活用

本町簡易水道施設の保守点検および検針業務については既に民間委託しており、漏水調査業務等については随時民間委託しています。更なる民間活用は今後の検討課題となっています。

3.6 資産活用

本町簡易水道事業は、北空知広域水道企業団より受水し、水道に関し余分な土地・施設はありません。また、小水力発電など地形上、エネルギー利用についても検討していません。

3.7 経営比較分析

3.7.1 北空知広域水道企業団構成団体および類似団体との経営状況比較

秩父別町簡易水道事業の経営状況を把握するために、「経営比較分析表」を用いて北空知広域水道企業団構成団体、全国および道内類似団体との比較を行うと以下のとおりである。

ただし、当町の水道事業は法適用であるため、類似団体区分としてはC3に分類されている。経営の健全性を表す指標については8項目、施設の老朽化状況を表す指標については3項目について整理・比較を行っている。「経営比較分析表」では全国類似団体平均値が示され、比較が可能となっているが、ここでは更に道内類似団体との比較を行うため独自集計値も併せて揭示している。

まず、北空知広域水道企業団構成団体と経営状況を比較すると表3-3に示すとおりとなる。ただし、秩父別町、北竜町は簡易水道（法適用）で事業規模によりC3、C4に分類され、妹背牛町は簡易水道（法非適用）でD3、深川市、沼田町は水道事業（法適用）でA6、A9、北空知広域水道企業団は用水供給事業でBに分類されている。秩父別町は経営の健全性を表す指標のうち⑤、⑥、⑦で良好な結果を示しているとともに、③流動比率が最も高いという特徴を示している。

表 3-3 北空知広域水道企業団構成団体との比較

類型 水道事業 簡易水道	給水人口 (人)	1.経営の健全性・効率性							2.老朽化の状況			備考	
		※①経常 収支比率 ①収益的 収比率 (%)	②累積 欠損金 比率 (%)	③流動 比率 (%)	④企業債 残高対給 水収益比 率 (%)	⑤料金回 収率 (%)	⑥給水原 価 (円)	⑦施設利 用率 (%)	⑧有収率 (%)	①有形固 定資産減 価償却率 (%)	②管路 経年 化率 (%)		③管路更 新率 (%)
秩父別町	2,398	92.23	81.67	17073.65	79.20	89.29	296.10	56.05	73.06	58.98	15.91	0.00	C3
北竜町	1,865	88.84	548.08	2518.71	239.66	80.08	344.58	49.74	71.17	60.84	0.00	1.63	C4
妹背牛町	2,532	94.66	—	—	150.91	85.59	425.76	30.17	89.31	—	—	0.00	D3
深川市	20,369	94.18	89.20	211.13	133.88	86.24	327.78	43.09	81.96	60.04	14.42	0.12	A6
沼田町	3,128	95.95	0.00	637.99	73.30	61.60	455.34	25.23	81.82	66.03	15.28	0.33	A9
北空知広域	30,292	105.65	0.00	535.65	126.80	106.41	105.17	39.96	99.86	55.13	0.00	0.00	B

※①経常収支比率は、（秩父別町、北竜町、深川市、沼田町、北空知広域）、①収益的収比率は、（妹背牛町）。

更に、簡易水道（法適用）で同じような規模である全国および道内の類似団体C3の平均値と比較するためレーダーチャート化すると図3-6に示すとおりとなる。ここでも②累積欠損金比率および③流動比率が高いことが特徴となっていることがわかる。更に、類似団体平均値と比べ、④企業債残高対給水収益比率が極めて低いことも特徴的である。ただし、図化に当たっては実数値に対して③は1/200、④は1/10、⑥は1/10を乗じている。

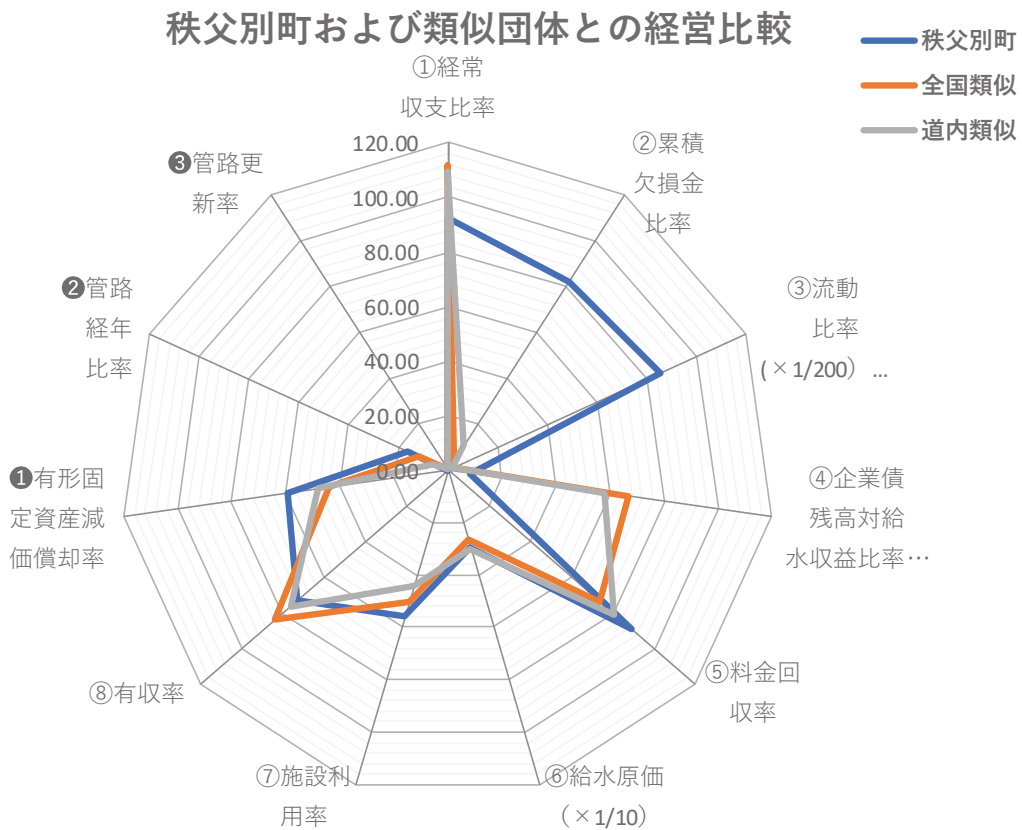


図 3-6 全国および道内類似団体との比較

3.7.2 秩父別町簡易水道事業の経営状況

ここでは、秩父別町簡易水道事業の経年的な経営状況を把握するため、平成22～28年度決算「経営比較分析表」等を用い、秩父別町の直近7年間の経営状況を整理してみた。

(1) 経営の健全性と (2) 施設の老朽化状況に関する各指標について、その意味と秩父別町の状況を検討すると図3-7～3-17に示すとおりとなる。

(1) 経営の健全性・効率性

【①経常収支比率】

法適用事業に用いる経常収支比率は次式で表され、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上であることが必要とされている。ただし、100%未満であっても経年で比較した場合に右肩上がりであれば改善傾向であると考えられ、取組が成果を上げていると考えられる。

①経常収支比率 (%)：経常収益／経常費用×100

秩父別町では、当指標については若干微減傾向で推移しており、全国および道内類似団体平均値よりは低い値を示していることから、今後の収益改善に向けた取組が必要と考えられる。

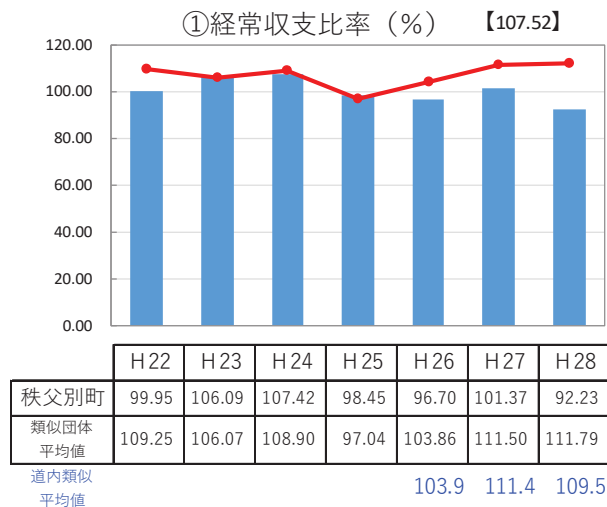


図 3-7 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【②累積欠損金比率 (%)】

当指標は、営業収益に対する累積欠損金の状況を表す指標であり、次式で表される。累積欠損金が発生していないことを示す 0%であることが求められており、プラスを示している場合は経営の健全性に課題があるとされている。

②累積欠損金比率 (%) : 当年度未処理欠損金 / (営業収益 - 受託工事費) × 100

秩父別町では、当指標については微増傾向にあり全国および道内類似団体平均値より高い値を示しているため、今後の経営改善が必要となっている。給水収益の減少、維持管理費の増大といった原因を把握することが必要である。

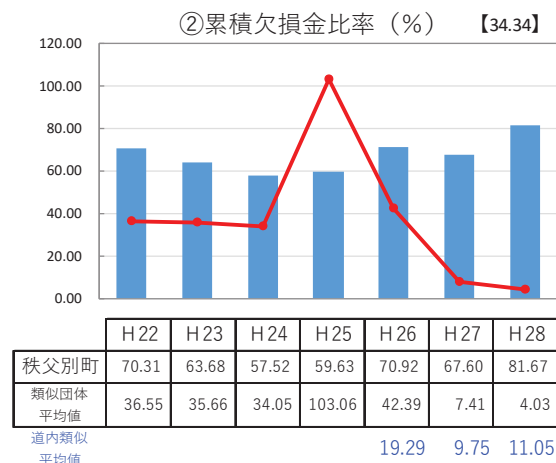


図 3-8 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【③流動比率 (%)】

当指標は、短期的な債務に対する支払い能力を表す指標であり、次式で表される。1年以内に支払うべき債務に対して支払うことができる現金等があることを示す 100%以上であることが必要とされている。

③流動比率 (%) : 流動資産 / 流動負債 × 100

秩父別町では、当指標については 100%を大きく上回っており、全国および道内類似団体平均値と比べても高い水準で推移している。

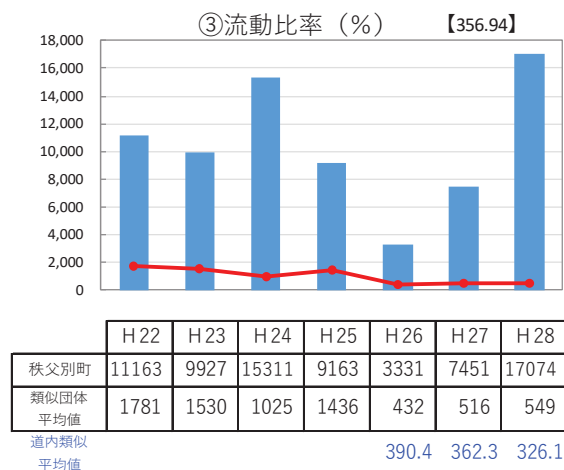


図 3-9 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【④企業債残高対給水収益的収支比率】

当指標は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表している。法適用事業では次式で表されるが、明確な数値基準はないとされている。

④企業債残高対給水収益比率 (%) : 企業債現存高合計 / 給水収益 × 100

秩父別町では、当指標については漸減傾向を示しているが、全国および道内類似団体平均値と比べると1/7~9程度の低い値を示しており、企業債残高が少ないことが特徴となっている。料金水準が高いため給水収益が大きいのか、必要な更新事業を先送りしているため企業債残高が少ないのか判断する必要がありそうである。

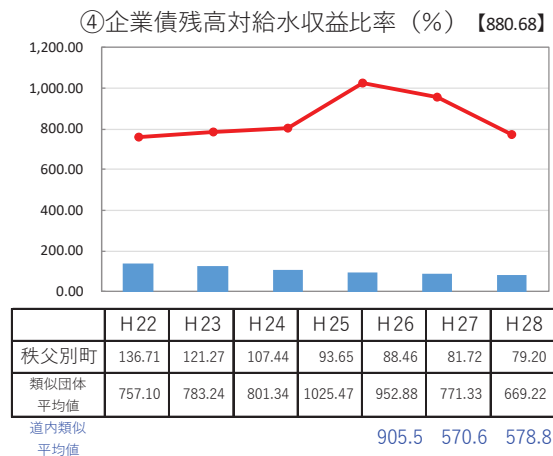


図 3-10 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【⑤料金回収率 (%)】

当指標は、給水に係わる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表しており、料金水準等を評価することが可能である。

⑤料金回収率 (%) : 供給単価 / 給水原価 × 100

秩父別町では、当指標については100%以下でやや漸減傾向を示しているが、全国および道内類似団体平均値と比べると若干高い水準で推移している。料金回収率が100%以下であることは給水に係わる費用を給水収益以外で賄われていることであり、操出基準に定める事由以外の操出金によって収入不足を補填している場合は料金改定が必要となる。

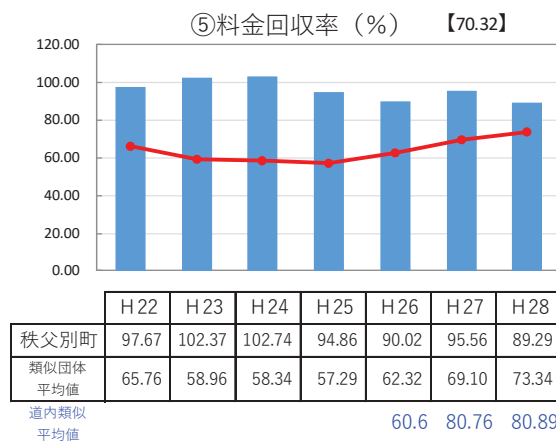


図 3-11 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【⑥給水原価（円）】

当指標は、有収水量 1 m³あたりについて、どれだけ費用がかかっているかを表す指標であり、次式で表される。

⑥給水原価（円）：（総費用－受託工事費＋地方債償還金(繰上償還分除く））／年間総有収水量

秩父別町では、当指標については横ばい状態が続いていたが直近ではやや増大傾向にあるため、原因を把握することが必要である。全国および道内類似団体平均値と比較しても同程度となっているが、原因によっては更に増大傾向が続く可能性がある。

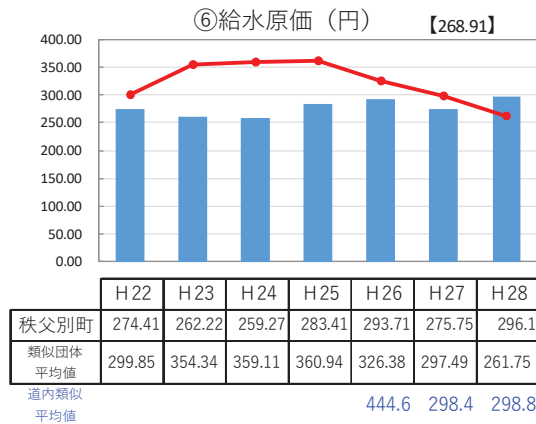


図 3-12 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【⑦施設利用率（％）】

当指標は、一日配水能力に対する一日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適性規模を判断する指標である。明確な数値基準はないとされているが、高い数値であることが望ましいとされている。

⑦施設利用率（％）：一日平均配水量／一日配水能力×100

秩父別町では、当指標については横ばい状態が続いていたが直近ではやや増加傾向にあるため、自然現象か社会現象によるものか原因を把握することが必要である。全国および道内類似団体平均値と比較してもやや高い数値となっているが、原因によっては更に増加傾向が続く可能性がある。

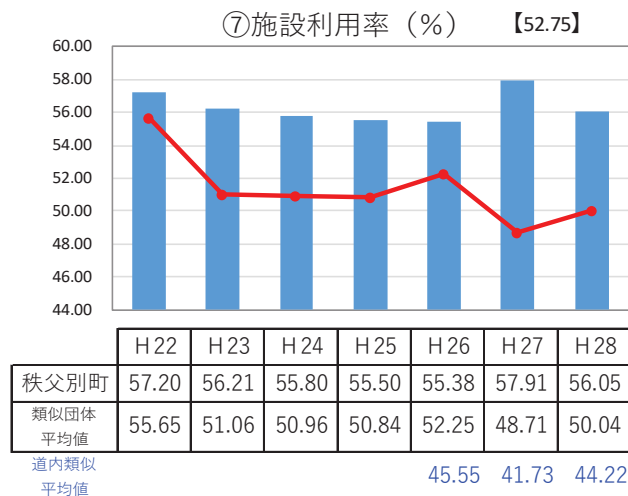


図 3-13 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【⑧有収率 (%)】

当指標は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標であり、次式で表される。

$$\text{⑧有収率 (\%)} = \text{年間総有収水量} / \text{年間総配水量} \times 100$$

秩父別町では、当指標については減少傾向が続いており、全国および道内類似団体平均値と比較しても低い水準で推移している。漏水やメーター不感といった原因の可能性があり、対策が急がれる。

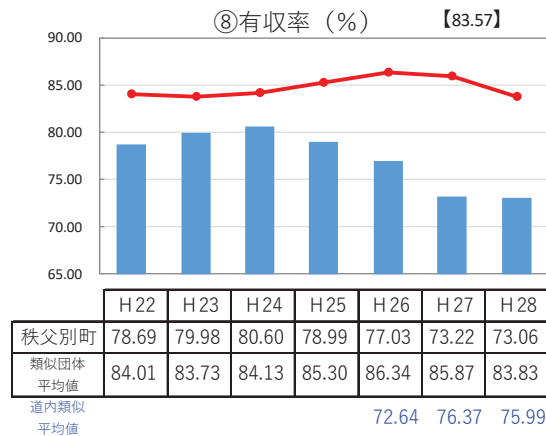


図 3-14 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

(2) 老朽化の状況

【①有形固定資産減価償却率 (%)】

当指標は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標であり、資産の老朽化度を示している。明確な数値基準はないが、数値が高いほど法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、次式で表される。

①有形固定資産減価償却率 (%) :

$$\text{有形固定資産減価償却率 (\%)} = \text{有形固定資産減価償却累計額} / \text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価} \times 100$$

秩父別町では、当指標については増加傾向が続いており、全国および道内類似団体平均値と比較しても高い水準で推移している。資産の老朽化が進行しており、計画的・効率的な更新対策が必要となり始めている。

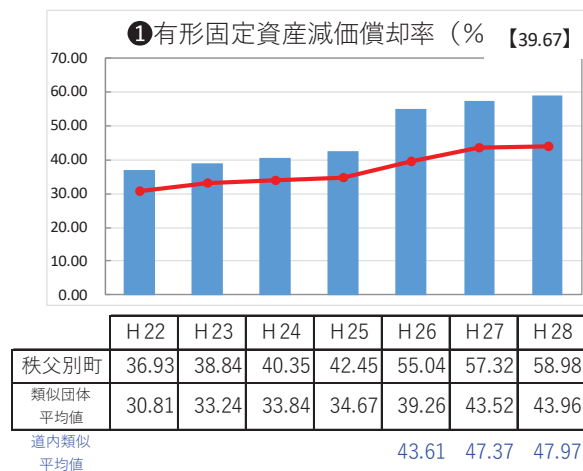


図 3-15 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【②管路経年化率（％）】

当指標は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標であり、管路の老朽化度合を示している。明確な数値基準はないが、数値が高い場合は法定耐用年数を経過した管路を多く保有していることになり、管路更新の必要性を示している。

②管路経年化率（％）：法定耐用年数を経過した管路延長／管路延長×100

秩父別町では、当指標については増加傾向が続いており、全国および道内類似団体平均値と比較しても高い水準で推移している。管路の老朽化が進行しており、計画的・効率的な更新対策が必要となり始めている。

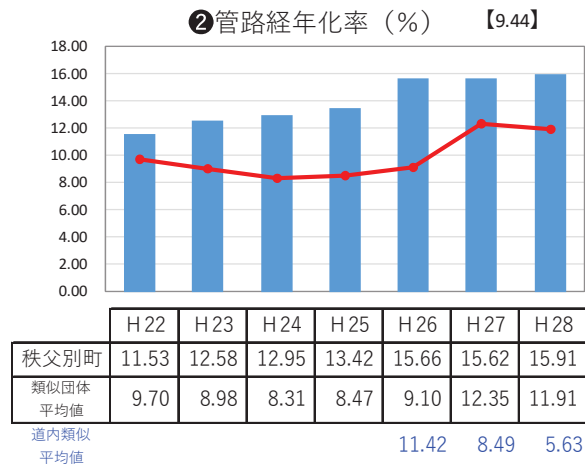


図 3-16 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析

【③管路更新率（％）】

当指標は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標であり、管路の更新ペースや状況を把握することを目的としている。

③管路更新率（％）：当該年度に更新した管路延長／管路延長×100

秩父別町では、当指標についてはこれまで計画的な老朽管の更新を実施に至っておらず、事故および他事業に伴う修繕・改修による更新が中心となってきた。供用開始後からの年数が経っており、今後は計画的・効率的な更新を実施する必要性が高まっている。

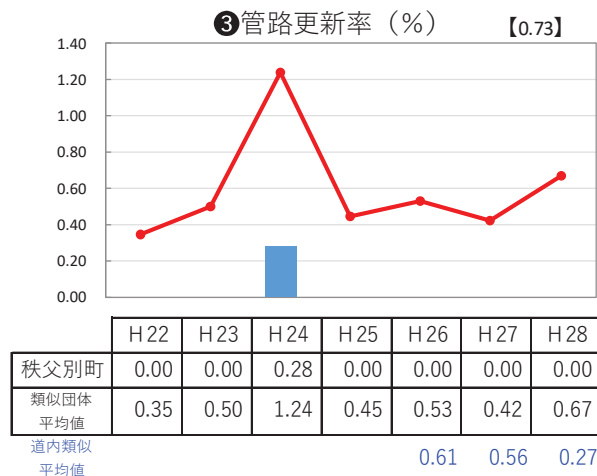


図 3-17 秩父別町簡易水道事業の経営比較分析